

議第19号

高山市営住宅条例の一部を改正する条例について

高山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市営住宅条例の一部を改正する条例

高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する配偶者暴力防止等法第2条に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する配偶者暴力防止等法第2条に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は<u>第10条の2</u>（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定</u>を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>2 市長は、<u>第1項各号の一</u>に該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は<u>第2項</u>に規定する期間内に第1項の手続きをしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>第16条各号の一</u>に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第64条の2 市営住宅及び共同施設の管理は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項</u>の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p>	<p>2 市長は、<u>前項各号の一</u>に該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者を抽出する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は<u>前項</u>に規定する期間内に第1項の手続きをしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(敷金)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>第16条各号の一</u>に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第64条の2 市営住宅及び共同施設の管理は、<u>地方自治法第244条の2第3項</u>の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。